

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和7年9月1日 01時40分頃
発生場所	静岡県下田市下田港 下田港外東防波堤灯台から真方位318° 180m付近 （概位 北緯34° 39.5′ 東経138° 57.0′）
事故の概要	プレジャーボートとく丸は、南進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和7年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート とく丸、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	241-21058静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 2人（船長、同乗者）
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、東京都利島村沖の釣り場に向け、法定灯火を表示して下田港を出航した。</p> <p>本船は、レーダー設備がなく、GPSプロッターを作動させ、船長が操縦ハンドルの前に立ち、約7ノットの対地速力で手動操舵によって下田港内を南進した。</p> <p>船長は、過去のGPSプロッターの航跡を目安に操船すれば安全に航行できると思い、目視による見張りを行わず、GPSプロッターの画面で過去の航跡を見ることに意識を集中していたところ、本船が下田港外防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。（図1参照）</p>

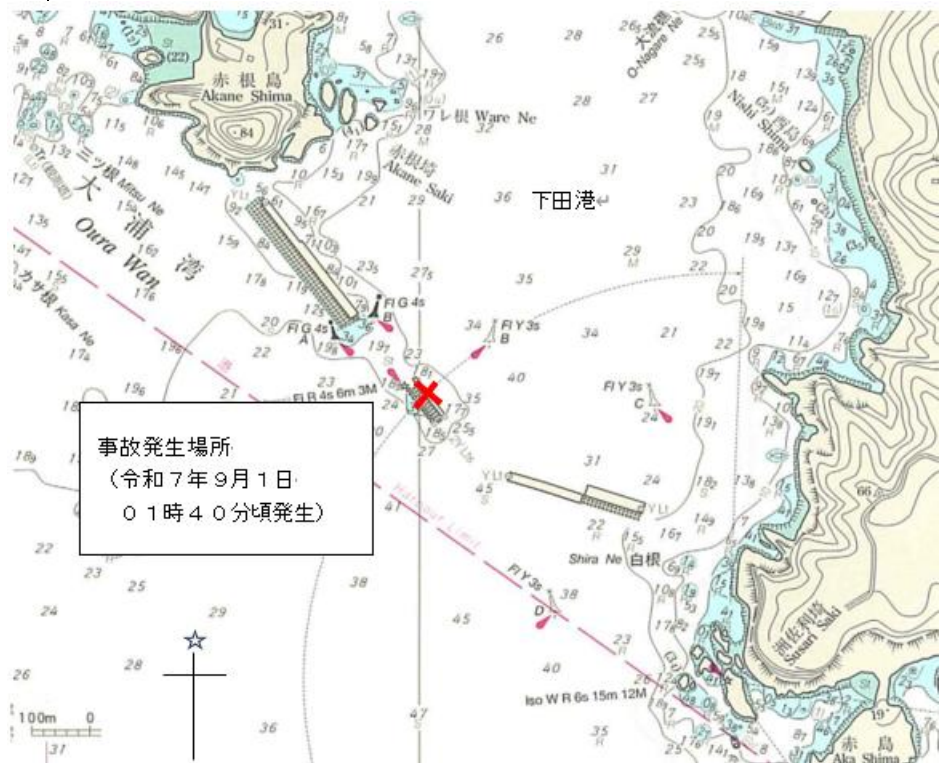


図1 事故発生場所概略図（海図W96部分）

船長は、周囲の状況から、本船が本件防波堤に衝突したことに気が付き、同乗者の負傷状況を確認した後、119番通報した。その後、本船の損傷状況を確認してから、本船を操船して下田港に戻った。

船長から通報を受けた消防本部は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

船長及び同乗者は、救急車で病院に搬送され、船長が胸部打撲、同乗者が後頭部外傷と診断された。

船長は、本事故当時、GPSプロッターの画面に映る下田港から利島村沖までの過去の広域の航跡を見ていて、自船の正確な位置は把握しておらず、また、目視で防波堤の灯光（赤色）を確認していなかった。

船長は、事故発生場所付近の航行経験が年間約12回あった。

分析

本船は、赤根島南東方沖を南進中、船長が、GPSプロッターの画面で過去の広域の航跡を見ることに意識を集中して自船の正確な位置を把握せず、また、目視による見張りを行わなかったことから、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。

船長は、過去のGPSプロッターの航跡を目安に操船していたが、正確に操船しておらず、同航跡よりも東方を操船していたものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が南進中、船長が、GPSプロッターの画面

	<p>で過去の広域の航跡を見ることに意識を集中して自船の正確な位置を把握しなかったため、また、目視による見張りを行わなかったため、本件防波堤への接近に気付かず、本船が本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、あらかじめ航行予定海域の航路標識の位置、灯質を確認しておくとともに、航行中は、目視のみならずGPSプロッター等の航海計器を使用して、常時周囲の見張りを行うこと。・ 小型船舶の船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁へ通報すること。